

## 〔論 説〕

## 教育に対する権利と司法権

藤 井 樹 也

## はじめに

日本の最高裁判所は、日本国憲法の明文によって司法権（76条）と違憲審査権（81条）の両権を付与されているが、従来、その権限行使に対しては、「保守的」にすぎる、「消極主義」的にすぎる、政治部門を尊重しすぎる、法令等の違憲判断が少なすぎる、言論の自由の保護が不十分である等の批判がなされてきた。近年、その権限行使のあり方に変化が認められ、この動きは注目に値すると考えるが、立法判断の尊重と先例（過去の最高裁判断）の尊重という制約のもとで具体的妥当性の実現を模索しているため、その判例理論はいつそうの複雑化を強いられているように感じられる。

日本の判例理論においては、議員定数不均衡訴訟のように、近代憲法によって広く保障されてきた古典的権利というべき平等権および政治プロセスに不可欠な基本的権利というべき政治参加権に関わる事例においても、立法判断の尊重が基本原則とされ、その制約のもとでの格差は正は弥縫策の反復にほぼ終始しており、権利救済に異常な長期間を要している。また、社会権に関わる諸事例は、立法裁量がいつそう尊重されるべき分野に属すると理解されてきており、学説においても、社会権の具体化立法が存在しなければ憲法を独立の根拠とする司法的救済は不可能であるとする見解が、ながらく通説とされてきた。

これに対し、アメリカ各州の裁判所は、とりわけ 1970 年代以降急増し

た初等・中等学校の教育予算訴訟において、しばしば積極的な是正に関与する姿勢を示しており、時として州立法府との間に強度の緊張が生じることも躊躇していないように見受けられる。つまり、人種差別や投票権の平等などの平等権・政治参加権に関わる事例だけでなく、社会権に関わる事例においても積極的な司法的救済が試みられている点で、日本の裁判所とアメリカ各州の裁判所との間には大きな差異が認められるといえることができる。従来の日本の憲法訴訟論においては、アメリカの連邦最高裁判所の判例理論が考察の中心とされ、近年ではドイツの連邦憲法裁判所の判例理論の影響が徐々に増大していると思われるが、アメリカ各州裁判所の判例理論をみると、従来私たちが当然視してきたことが、実は軽々に当然であるとはいえないという感が強まってくる。

本稿では、初等・中等学校の教育予算訴訟を例にアメリカ各州の司法権と立法権の関係を描きだすことによって、日本における司法権のあり方を再考する手がかりとしたい。なお、本稿ではとくに断らないかぎり、単に教育予算訴訟と表記する場合は初等・中等学校（日本の高校以下の学校教育課程に対応する elementary school および secondary school、いわゆる K-12 school）の教育予算訴訟の意味でこの用語を使用する。アメリカの初等・中等学校の教育予算訴訟に関しては、従来は教育学の分野を中心に紹介・検討がなされてきているが、憲法学の分野でも注目されるべき有益な検討素材だと考える。ただし、後述するように、本稿の関心の中心は、教育に対する権利（日本とアメリカ各州の憲法規定が異なるので、本稿では「教育を受ける権利」よりも一般的な概念を示すものとしてこの用語を使用する）の問題に限られるのではなく、一般に立法裁量の尊重が求められる分野に広く関わる司法的救済のあり方にある。以下、第一に、アメリカにおける初等・中等学校の教育予算訴訟の構造を紹介・検討する。第二に、この種の訴訟フォーラムが連邦裁判所から州裁判所に移行していった状況を紹介・検討する。第三に、アメリカ各州の司法権を参考に、教育に対する権利と司法的救済のあり方を検討する。

## 1 アメリカにおける初等・中等学校の教育予算訴訟の構造

### (1) アメリカ各州の初等・中等学校の教育予算

アメリカの多くの州では、州憲法によって教育予算の基本的な財源・配分方法等を定めており<sup>1</sup>、各州憲法の制約の範囲内で各州がそれぞれの教

育予算制度を形成しているが、多くの州では、州の基礎的教育制度を支える資金の大半は州内の財源によってまかなわれている<sup>2</sup>。州内予算とは別に、連邦政府から配分される初等・中等教育予算が存在しており、しかも連邦予算の割合は近年増加傾向が見られたものの、その割合は（州によって異なるが）全体的にはほぼ1～2割前後の水準にとどまっている<sup>3</sup>。このほか、若干の民間財源が州の基礎的教育に充てられる財源の一部を占めているものの、これらを除外した州内予算（州によって異なるが全体的にはほぼ8～9割前後の水準を占める）が州の教育制度を支えている。

この州内予算の財源は、州全体の財源と各学区の独立財源とに大別することができる。多くの州では、州全体の財源となるのが所得税（income tax）、売上税（sales tax）などであり、各学区の財源となるのが各地方の財産税（動産・不動産税、property tax）などであるが、州によって税制が異なるため、財源となる税の種類も様ではない。例えば、後述の Washington 州のように、州最高裁判決によって累進所得税が州憲法違反とされた過去を有し<sup>4</sup>、現在でも個人・法人に対する所得課税がなされていない州が存在している<sup>5</sup>。また、州全体の財源と各地方の財源

- 
- 1 教育予算の財源・配分方法等に関する各州の憲法規定に関する日本語文献として、上原貞雄『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』321～340頁（1981）を参照。
  - 2 MICHAEL J. KAUFMAN & SHERELYN R. KAUFMAN, EDUCATION LAW, POLICY, AND PRACTICE: CASES AND MATERIALS 71 (2d ed., 2009). 各州の教育財源について、以下の概観を参照。「教育は公費をもって賄われ、その財源は原則として州住民の租税負担に依存している。しかし、ほとんどの州は州学校基金（State School Fund or Literary Fund）を設定している。この基金は、おおむね、合衆国政府が各州へ教育目的のために交付した土地から得る資金、相続人のない遺産または遺言により州に帰属する財産、教育目的のための私人の寄付財産、兵役を免れるための納付金などをもって構成され、その基本財産は崩すことなく（perpetual fund）、その財産の運用から生ずる収益を毎年法律の規定に従って普通学校を運営する地方団体に配分される。配分の基準はおおむね学童数によっている。」小倉庫次『アメリカ合衆国州憲法の研究』200頁（1961）。
  - 3 文部科学省『諸外国の教育行財政—7か国と日本の比較—』63～66頁（2013）、連邦教育省のウェブ・ページ（<https://www2.ed.gov/about/overview/fed/role.html>, [https://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13\\_235.10.asp](https://nces.ed.gov/programs/digest/d13/tables/dt13_235.10.asp)）を参照（2015年3月31日最終確認）。

の比率も、州によって制度が異なるため一様ではないが、例えば 1997 年の Ohio 州最高裁判決<sup>4</sup>は、前者に重きを置く制度がその時点での全国的トレンドとなっていたと述べている。これに対して、各地方の財産税の比重が重くなればなるほど、同じ税率が適用されたとしても課税対象となる財産の価値が高い学校区のほうがより多くの税収を得ることができるため、裕福な学校区とそうでない学校区との格差が大きくなる<sup>7</sup>。これが、後述の学校区間の格差問題<sup>8</sup>を生じさせる大きな原因となる。

公立学校に配分される教育予算制度の一例をあげると、1973 年に連邦最高裁判決が下された *Rodriguez* 訴訟<sup>9</sup> で問題となった Texas 州の制度は以下のようなものであった。まず、1845 年制定の同州憲法旧 10 条 1 節は、「公立学校 (public schools)」の維持に見合った費用の支出を州立法府の義務と定め (同規定が修正されたものが現 7 条 1 節である)、その財源確保のための財産課税を規定した (旧 2 節)。これを受け、1883 年の州憲法改正により、公立学校の維持と施設の設置のため、各学校区が追加的に従価税 (ad valerom tax) を課すことについて、州立法府が授権できることとした (現 7 条 3 節 (e) 項)。これらの州憲法規定に基づき、同州の教育予算は州予算と各地方予算の二本立てとされ、教育予算のために留保さ

- 
- 4 Culliton v. Chase, 25 P.2d 81 (Wash. 1933) (累進税率を採用する 1932 年州所得税法が、1930 年第 14 修正として追加された Washington 州憲法 7 条 1 節の課税の画一性 (uniformity) 要求に違反するとされた事例。なお同判決は、当該所得税 (income tax) が州憲法上の財産税 (property tax) に含まれるという前提をとったうえで、同節の適用可能性を肯定している)。
  - 5 ただし、州内で商業活動を営む者に対しては、その総収入を課税標準とする別の課税がなされている。Washington 州際入庁 (Department of Revenues) のウェブ・ページ (<http://dor.wa.gov/content/FindTaxesAndRates/IncomeTax/>) を参照 (2015 年 3 月 31 日最終確認)。
  - 6 DeRolph v. State, 677 N.E.2d 733, 738 (Ohio 1997) (*hereinafter DeRolph D.*)
  - 7 KAUFMAN & KAUFMAN, *supra* note 2, at 71.
  - 8 連邦会計検査院 (GAO) による 1997 年の対連邦議会報告によると、相対的に富裕な学校区は相対的に貧しい学校区よりも、平均して生徒一人あたり 24% 多くの教育予算を支出することが可能だったとしている。United States General Accounting Office, School Finance: State Efforts to Reduce Funding Gaps Between Poor and Wealthy Districts 2 (1997), <http://www.gao.gov/products/HEHS-97-31> (2015 年 3 月 31 日最終確認)。
  - 9 San Antonio Independent School District v. Rodriguez, 411 U.S. 1 (1973).

れた公有地から得られる収入 (Permanent School Fund) と、財産に対する従価税などの税収 (Available School Fund) とが州全体の予算から各学校区に配分され、各学校区間の不均衡を緩和する作用を果たすことが期待された。

しかし、その後の工業化の進展と都市部への人口移動が各学校区の不均衡を増大させたため、旧制度による不均衡是正の効果が不十分となった。そこで 1947 年の制度改革により、州全体の教育予算の約半分をカバーするプログラム (Texas Minimum Foundation School Program) が創設され、教師の給与、学校運営費、通学コストに充てられることになった。この予算の財源は、約 80% が州全体の一般財源であり、残る約 20% が農工業生産額、支払給与額、資産額などの経済指標に従って算出された各学校区の担税力を反映させて割り当てられた各学校区の拠出分 (Local Fund Assignment) であって、各学校区は財産課税により必要な資金を確保した<sup>10</sup>。このようにして州全体から配分される財源と各学校区の自主財源との組み合わせによって同州の基礎教育予算が構築され、各学校区の自主的な教育努力を支えるのが各学校区の独立財源であり、その不均衡を是正する作用を期待されたのが州全体の財源であった。しかし、この新制度の下でも裕福な学校区とそうでない学校区との格差が生じていたため、連邦憲法の平等保護条項違反の問題が争われたのが *Rodriguez* 訴訟である。その内容については後述する。

各州の教育予算配分の一般的な方法は以上の通りであるが、歴史的には連邦政府によって付与された教育資源が、現在の州の財源に継承されている部分がある。その例として、1785 年の公有地条例 (Land Ordinance) に定められた公立学校用地の指定がある。この定めは、アメリカ連邦成立の直前期に連合規約 (Articles of Confederation) によって結合されていた邦連合 (United States) の連合会議 (Congress) によって制定されたもので、人民に対する直接の課税権を認められなかった連合政府の収入確保のため、アメリカ独立戦争によって獲得したのち連邦直轄領となっていた旧北西部準州 (Northwest Territory—オハイオ川、五大湖、ミシシッピ川に囲まれた地域) の測量と分割払い下げの方法を定めたものである<sup>11</sup>。

10 *Rodriguez*, 411 U.S. at 6-11.

11 有賀貞=大下尚一=志村晃佑=平野孝編『世界歴史大系 アメリカ史 1—17 世紀～1877 年』181 頁 (1994 年) (有賀貞執筆)。

公有地条例に定められた土地政策は、連邦憲法成立後の連邦政府にも引き継がれ、連邦の支配領域の膨張とともにさらに西部の準州にも適用されてゆき、1862年のホウムステッド法（Homestead Act of 1862; 自営農地法）が制定されるまで、「アメリカの国有地処分政策の基礎をなした」<sup>12</sup>と評価されている。同条例は、旧北西部の土地を6マイル平方の正方形の土地区画「タウンシップ」に分割し、さらに各タウンシップを1マイル四方（640 エイカー）の区画（section; 街区）に分割して、連合政府に留保される5区画を除く土地を決められた価格（当初の最低価格は1エイカー1ドル、後に単位区画と最低価格が引き下げられた）で売却する「タウンシップ制」を制度化した<sup>13</sup>。

そして、学校制度との関係で注目されるのが、「各タウンシップのうち第16号の地区はそのタウンシップに設けらるべき公立学校維持のために留保される」<sup>14</sup>として、タウンシップを区分した36区画のうち連合政府に留保された5区画中の1区画（Section 16）が公立学校用地として留保される定めが設けられたことである。その後、準州の一部が順次州に昇格してゆく際に、連邦政府は各州授権法（Enabling Acts）により公立学校用地として留保していた土地を各州に付与することとなった。一例として1802年に州となったOhio州の場合、Ohio州授権法の規定により、上記区画（または同等の代替地）が当該タウンシップの住民に付与されることとされた（7節）<sup>15</sup>。さらにその後、Oregon準州においては、2区画（Section 16とSection 36）を学校用に留保する定めが連邦法によって設けられた（Oregon準州政府設置法20節）<sup>16</sup>。

このように、歴史的経緯から公立学校のための財源が指定されている場

---

12 アメリカ学会訳編『原典アメリカ史 第2巻—革命と建国—』30～31頁（1951年）。

13 アメリカ学会訳編・前掲注（12）284～285頁。

14 アメリカ学会訳編・前掲注（12）289頁の訳文（漢字を新字体に、数字を算用数字に変更した）および285頁の図を参照。

15 An Act to enable the people of the Eastern division of the territory north-west of the river Ohio to form a constitution and state government, and for the admission of such state into the Union, on an equal footing with the original States, and for other purposes, 2 Stat. 173 (1802).

16 An Act to establish the Territorial Government of Oregon, 9 Stat. 323 (1848).

合、事後に各州がこの定めを変更することができるのかどうか問題となる。連邦憲法の最高法規条項（6条2節）により連邦法が州法に優先することから、連邦法である州授権法が指定した土地の用途を州が変更することはできないという解釈の余地もある。もっとも、州平等の原則（equal footing doctrine）により、連邦法である授権法が過去の準州時代に課した州昇格条件であっても、ひとたび準州が州に昇格した後は、連邦議会の規制権限が州権事項に及ばないというのが連邦最高裁の判例である<sup>17</sup>。したがって、各州の住民が連邦政府から公立学校用地として付与された土地を売却するなど、他の用途に転用することも法的に可能であるから、現在でもタウンシップ制の名残りとして公立学校用地として各地で利用され続けている旧 Section 16 区画<sup>18</sup>は、州の自主的選択の結果残されているものと評価すべきである。この点に関連する事例として、1990年の Arizona 州最高裁判決は、1910年の州授権法により学校用地と指定して州に付与された土地を、学校トラストが公売手続を経ずに処分した事例で、当該処分の手続が州憲法に違反するとの判断を下したが、連邦法との関係では、その後制限を緩和した連邦法に反しないと認定している<sup>19</sup>。また、時代の経過とともに居住分布の集中・偏在、学区区の変転などの事情変更が生じ、その過程で公立学校用に留保された土地からの便益分配の不均衡が拡大し、学区区間の格差が生じるケースも少なくない。この点について、連邦最高裁は、Mississippi 州におけるタウンシップの Section 16 区画からの便益分配の不均衡が平等保護条項違反にあたるかどうか問題になった事例で、正当な州利益との合理的関連性の有無を審査すべきだとして事案を下級審に差し戻している<sup>20</sup>。

---

17 Coyle v. Smith, 221 U.S. 559 (1911).

18 一例をあげると、Washington 州の University of Washington については 1891 年・1893 年に用地取得の決定がなされ、タウンシップの Section 16 として区画されていた土地が現在のメイン・キャンパスの所在地に該当する。同州のタウンシップ区画については、州エコロジー局のウェブ・ページ (<http://www.ecy.wa.gov/services/gis/maps/wria/townships/trs.htm>) を参照（2015年3月31日最終確認）。

19 Fain Land & Cattle Co. v. Hassel, 790 P.2d 242 (Ariz. 1990).



## (2) 連邦裁判所での問題は是正の試み

以上のような各州の教育予算制度から生じる憲法上の問題は、2種類に大別することができる。一方は教育における平等の問題であり、他方は一定の教育水準の問題である。そして、前者を公平性 (equity) の問題、後者を適切性 (adequacy) の問題と表現して区別し、それぞれの問題を争う訴訟の動向を見てみると、当初は連邦憲法の平等保護条項を根拠に公平性を求める訴訟が連邦裁判所をフォーラムとして争われる傾向が強かったのに対し、次第に州憲法を根拠として州裁判所をフォーラムとして争われる訴訟が増大し、また中心争点も公平性から適切性の要求へと次第に移行してきていることが指摘されている<sup>21</sup>。

教育における公平性を要求する訴訟には、広義では教育における人種の平等を求める訴訟が含まれ、その典型例が人種別学制度を連邦憲法の平等保護条項の下で違憲とした1954年の*Brown I*判決<sup>22</sup>と、それを受けた一連の後続事例である。人種別学訴訟においては、1955年の*Brown II*判決<sup>23</sup>の示した方針に基づいて、連邦裁判所が具体的救済に積極的に関与することになった。その方法は、「救済の主体は第一次的には教育委員会であり、教育委員会が具体的な差別撤廃のための計画案を、計画達成のために要する期間、方法などの要素に考慮を払いながら、自ら作成すべき」であるが、「その計画達成までのあいだ、事件は連邦裁判所の管轄下に置かれ」、「連邦裁判所が自ら判決を下す場合は、エクイティの原則に拠る」<sup>24</sup>というものであり、一般的な政策形成の色彩を有する「公共訴訟」との類似性が論議されてきた<sup>25</sup>。

これに対して、教育予算配分の公平性を要求する訴訟に関しては、人種

---

20 Papasan v. Allain, 478 U.S. 265 (1986). 差戻後の連邦地裁では当事者の合意による判決が成立し、本件格差は合理性を欠くとして州議会による是正が命じられた。Papasan v. United States, 1989 U.S. Dist. LEXIS 17535 (N.D. Miss. 1989).

21 Martin R. West & Paul E. Peterson, *The Adequacy Lawsuit: A critical Appraisal*, in MARTIN R. WEST & PAUL E. PETERSON eds., *SCHOOL MONEY TRIALS: THE LEGAL PURSUIT OF EDUCATIONAL ADEQUACY* 1, 1-4 (2007).

22 *Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954).

23 *Brown v. Board of Education*, 349 U.S. 294 (1955).

24 大沢秀介『現代アメリカ社会と司法』7頁(1987)。

25 大沢・前掲注(24) 23~25頁。



別学訴訟とは対照的に、連邦裁判所は連邦憲法の平等保護条項に基づく具体的救済に消極的な対応を示した。その方向性を決定したといえるのが、前述のRodriguez訴訟である。

Rodriguez訴訟で問題になった学校区間格差は、San Antonio 地域で最も貧しい学校区であった Edgewood ISD (Independent School District; 独立学校区) と、最も裕福な学校区であった Alamo Heights ISD との間で典型的に観察された。連邦最高裁の認定による 1967-1968 学年度当時の両学校区の比較は以下のとおりである。

- ①Edgewood ISD…生徒数約 2 万 2000 人、小中学校 25 校、メキシコ系 90%・黒人 6%、生徒一人当たりの財産価格 5960 ドル、世帯平均収入 4686 ドル、財産税率 1.05/100 ドル、生徒一人当たり予算は学校区予算 26 ドル+州全体予算 222 ドル+連邦予算 108 ドル=356 ドル。
- ②Alamo Heights ISD…生徒数約 5000 人、小中学校 6 校、アングロ系多数・メキシコ系 18%・黒人 1%弱、生徒一人当たり財産価格 4 万 9000 ドル超、世帯平均収入 8001 ドル、財産税率 0.85/100 ドル、生徒一人当たり予算は学校区予算 333 ドル+州全体予算 225 ドル+連邦予算 36 ドル=594 ドル。

すなわち、学校区の地方財源のみを比較すると（税率に差異を設けてもなお）12 倍を超える格差が存在しており、州全体の財源と連邦財源を加えた結果、両学校区の格差が縮小したものの、なお約 1.7 倍の格差が残存していた状況だった。その後、1970-1971 学年度には、生徒一人当たりの州全体予算が、①Edgewood ISD で 356 ドル、②Alamo Heights ISD で 491 ドルとなり、その財源への両学校区の貢献は、①Edgewood ISD が約 2.4%、②Alamo Heights が約 20%であったことが確認されている<sup>26</sup>。

この問題に対して連邦最高裁が示した対応は、以下のようなものであった。平等保護に関する厳格審査を実施するのは、①疑わしいクラス (suspect class) に対する不利益が生じている場合、または、②憲法が保護する基本的権利が侵害されている場合である。しかし本件の場合、①貧困者、相対的な貧困者、相対的に貧困な学校区に居住する者の受けた不利益は、

26 Rodriguez, 411 U.S. at 11-14.

いずれも伝統的意味での疑わしいクラスに対する教育機会の剥奪にあたらず、また、②教育に対する権利は連邦憲法が明示的・黙示的に保護する権利にあたらないので、厳格審査の適用はなく、財政政策・教育政策に対する立法裁量を尊重して、正当な州目的に対する何がしかの合理的関連性があれば足りる。そして、教育機会の保障と各家庭による最善の教育および各地方の自律の要請の両立を考慮すると、本件制度は不合理とはいえない。これが法廷意見の結論であった<sup>27</sup>。

連邦最高裁はその後、教育は基本的権利ではないものの社会において基本的役割を果たしているとして、不法入国者の未登録児童に無償の公教育を提供しない Texas 州の措置について、中間審査により平等保護条項違反を認定しており<sup>28</sup>、Rodriguez判決の理論を部分的に修正したと理解できる。また、Rodriguez判決は教育における平等保護の問題、つまり教育の公平性を問題としているにとどまり、教育の最低水準の問題、つまり教育の適切性の問題に関しては判断を示していないといえる。しかし、教育予算訴訟の分野でのRodriguez判決の影響は大きく、これ以降、主要な訴訟フォーラムは各州の裁判所へと移行することになった。

Rodriguez判決に関して、本稿との関係で指摘しておくべき重要事項が2点ある。第一に、Rodriguez判決の法廷意見は、当該学校区間の貧富の格差の問題に中心に考察をおこなったが、最貧・最富裕の両学校区間の前記の比較対照からも容易に読みとることができるのとおり、当該格差は白人とマイノリティ人種の住み分けに由来することが推測される人種問題と財産問題の混合問題であったという点である。人種差別に関わる教育の公平性の問題に関しては、前記Brown I・II判決をきっかけに連邦裁判所が積極的救済に乗り出し、連邦裁判所が主たるフォーラムであり続けた。そして、強制バス通学などの手段は、人種の住み分けに由来する教育格差の是正という、Rodriguez事件に内包されていた問題とも深く関わっていたと

---

27 Rodriguez, 411 U.S. at 17-55. Rodriguez判決を中心とする訴訟および制度改革の社会的・経済的背景事情と教育の機会均等論を導いた諸思想については、足立英郎「アメリカにおける教育の機会均等と教育財政—学区間財政不均衡違憲訴訟の検討」名古屋大学法政論集 89号 241頁 (1981)、「アメリカ合衆国における教育財政改革と教育の機会均等」法時 54巻 10号 65頁 (1982)を参照。

28 Plyler v. Doe, 457 U.S. 202 (1982).

いえる。第二は、*Rodriguez*判決の法廷意見が、教育機会の保障と各地方の自律という相対立する要請に言及していることである。つまり、学校区間の貧富の格差が生じる背景には、家計の許す範囲内で最善の教育を子どもに施したいという各家庭の願望を根底とした、教育委員会を通じた学校区の運営への住民参加プロセスに媒介された各地方での教育プログラムの形成の自由、いわば教育に関する自治・自律の要請が存在しているといえる。すなわち、教育機会の保障と各地方の自律という相対立する要請のそれぞれが、正当な憲法上の価値の裏付けをもって主張されている点で、財産問題は人種問題と異なる難しさを内包しているといえることができる。地方自治・地方分権を重視すると自治体間格差の問題が生じるという日本での問題とも共通する困難が、ここにはひそんでいるのである。

## 2 州裁判所への訴訟フォーラムの移行

### (1) 各州における初等・中等学校の教育予算訴訟の展開

連邦最高裁の*Rodriguez*判決以降、教育予算訴訟の主たるフォーラムは各州裁判所へと移行し、全米の大半の州の州裁判所で教育予算訴訟が提起されることになった。これらの網羅的な整理<sup>29</sup>は本稿では不可能であるため、以下、特徴的な点を拾いあげ検討する。

*Rodriguez*判決と前後する初期の例として、California州の事例がある<sup>30</sup>。教育予算および税率の学校区間格差が問題になった事例、すなわち教育の公平性が問題とされた事例で、1971年のCalifornia州最高裁判決は、教育は基本的利益であり平等保護の厳格審査が妥当するとして、同州の制度が平等保護条項違反にあたると認定した (*Serrano* 判決<sup>31</sup>)。California州憲法には、法の平等適用を定める規定 (旧1条11節、現4条16節 (a) 項に対応) と特権付与を禁止する規定 (旧1条21節、現1条7節 (b) 項に対応) があり、州最高裁判例によりこれらの規定は連邦憲法修正14条の平等保護条項と「実質的に同内容」であると解されていたが<sup>32</sup>、さらに各学校区に1校の無償の学校を維持するコモン・スクール制度 (system of common schools) を設けることを州立法府に義務づける規定 (9条5節) が存在していた。*Serrano* 判決は、当該制度が州憲法9条5節に反するという当事者の主張を斥ける一方で、連邦憲法および州憲法の平等保護条項に反するとしたのである<sup>33</sup>。ところが、1973年に連邦最高裁が前記*Rodriguez*判決において、連邦憲法の平等保護に関しては厳格

審査を適用しないとの立場を明らかにした。それを受け、1976年のCalifornia州最高裁*Serrano II*判決<sup>34</sup>は、州議会が*Serrano I*判決後に成立させた2法案による修正を加味した同州の教育予算制度の合憲性を改めて審査した結果、連邦憲法の平等保護条項に違反しないと見ても、同州憲法の上記平等2条項に違反し無効であると判断した。つまり、連邦憲法の保護が及ばない場合に、州裁判所が州憲法による保護を及ぼした結果となり、これによって教育の公平性を州裁判所のフォーラムで争う実益が明確になっ

- 
- 29 1971年から2005年までの期間における各州の学校予算訴訟を、公平性 (equity) 訴訟と適切性 (adequacy) 訴訟に分離して整理した一覧表として、以下の文献を参照。Appendix, *Significant School Finance Judgments, 1971-2005*, in WEST & PETERSON eds., *supra* note 21, at 345-348. 各州の教育予算訴訟を、州裁判所主導型と州立法府主導型の2類型に分類して概観するものとして、以下の文献を参照。MICHAEL A. REBELL, COURTS AND KIDS: PURSUING EDUCATIONAL EQUITY THROUGH THE STATE COURTS 59-84 (2009). また、比較的近年までの各州の教育予算訴訟に関する情報を発信するものとして、National Education Access Networkのウェブ・サイト (<http://schoolfunding.info/>) を参照 (2015年3月31日最終確認)。1970年代~1990年代にかけての教育予算訴訟を3期に分けて整理した文献として、金原恭子「経済力と教育の機会均等」石井紫郎=樋口範雄編『外から見た日本法 Japanese Law in an International Context』85頁、87~89頁 (1995) を参照。さらに、近年に至るアメリカ各州の教育予算訴訟にみられる教育機会の平等を求める訴訟から適切・妥当性を求めるアディクアシー訴訟への移行状況の包括的研究として、白石裕『教育機会の平等と財政保障—アメリカ学校財政制度訴訟の動向と法理』(1996)、白石裕『教育の質の平等を求めて—アメリカ・アディクアシー学校財政制度訴訟の動向と法理』(2014) (以下、白石『教育の質の平等を求めて』) を参照。
- 30 PETER SCHRAG, FINAL TEST: THE BATTLE FOR ADEQUACY IN AMERICA'S SCHOOLS 77-78 (2003), PAUL A. SRACIC, SAN ANTONIO V. RODRIGUEZ AND THE PURSUIT OF EQUAL EDUCATION: THE DEBATE OVER DISCRIMINATION AND SCHOOL FUNDING 133-135 (2006). 新井秀明「カリフォルニア州における公立学校財政制度改革の展開—教育財政における『公正』原則をめぐる—」大阪音楽大学研究紀要 25号 89頁 (1986)、小泉和重「財産税と州補助金—カリフォルニア州教育財政の構造転換—」経済論究 86号 15頁 (1993)。
- 31 *Serrano v. Priest*, 487 P.2d 1241 (Cal. 1971) (*hereinafter Serrano D.*).
- 32 *Department of Mental Hygiene v. Kirchner*, 400 P.2d 321 (Cal. 1965).
- 33 *Serrano I*, 487 P.2d at 957-958.
- 34 *Serrano v. Priest*, 557 P.2d 929 (Cal. 1976).

たということができる。同州ではその後、1978年に州民投票（Proposition 13）の結果成立した憲法修正により財産税の税率の上限が1%に固定され（13A条1節（a）項）、その条件下で*Serrano I・II*判決に対応するため州議会が州全体の財源比率を高める制度改革をおこなった結果、学区間の格差が縮小したものの、全体の給付水準が低下することとなった。1986年の州中間上訴裁判所判決は、問題とされた不均衡が州憲法違反にあたらないと判断したが（*Serrano III*判決<sup>35</sup>）、均等化に伴う給付水準の低下によって、中心争点は教育の公平性から教育水準の適切性へと変化していった。

つぎに、*Rodriguez*判決により連邦最高裁で平等保護条項違反の主張が斥けられたTexas州の教育予算訴訟は、その後フォーラムを州裁判所に移して新たな展開をみせた<sup>36</sup>。*Rodriguez*判決の後、Texas州議会は貧しい学校区に対する州全体の予算を強化する制度改革をおこなったが、なお残存する学区間の格差が州憲法違反だと主張して、*Rodriguez*訴訟と一部同一の原告らが州裁判所に訴えを提起したのがそれである。1989年のTexas州最高裁判決は、当該制度が「効果的な（efficient）」公立学校制度を維持する州立法府の義務を定める州憲法7条1項を満たさないと判断し、州立法府に即時の是正を命令しつつ、判決から約半年後の1990年5月1日までインジャンクションの実施を猶予すると決定したのである（*Edgewood*判決<sup>37</sup>）。この判決は、教育予算の公平性を争う訴訟において、①連邦憲法でなく州憲法の、それも一般的な平等条項でなく教育保障条項を根拠に原告の主張を認めた点、および、②違憲判決の効力を一定期間猶予し、その期間内の是正を立法府に命令した点に大きな特徴があるといえる。そして、州地裁による若干の猶予延長後に州立法府が成立させた是正案に対して、1992年の州最高裁判決は、現行制度を前提に予算の再配分を増額させるだけの弥縫策（Band-Aid）では不十分で、制度自体を改変

35 *Serrano v. Priest*, 200 Cal. App. 3d 897 (Cal.App. 1986).

36 SCHRAG, *supra* note 30, at 76-78, SRACIC, *supra* note 30, at 125-132. 白石裕「テキサス州における学校財政制度訴訟と財政制度改革—エッジウッド判決を中心として」京都大学大学院教育学研究科紀要47号69頁（2001）（白石『教育の質の平等を求めて』前掲注（29）54～66頁）。

37 *Edgewood Independent School District v. Kirby*, 777 S.W.2d 391 (Tex. 1989).

しなければならないとして、当該制度が依然として州憲法違反であり、インジャンクションを緩和した州裁判所の措置が裁量逸脱であったとしつつ、判決から約3ヵ月後の1991年4月1日までの猶予を新たに設定して再び州立法府に即時是正を命令した (*Edgewood II*判決)<sup>38</sup>。これに応じて、州立法府は学校区を財政的に統合して郡教育区 (county education districts, CEDs) を新設する抜本改正をおこなったが、今度は裕福な学校区による訴えが提起され、1992年の州最高裁判決は、新制度が、州の従価財産課税を禁止する州憲法8条1-e節、選挙による承認を経ずに従価税を徴収することを禁止する州憲法7条3節に違反すると判断しつつ、当面の課税を容認し、猶予期限を1993年6月1日に延長した (*Edgewood III*判決)<sup>39</sup>。これを受け、州立法府は各地方が税率を上限・下限の範囲内で自主的に設定できる仕組みを組み込んだ「Robin Hood システム」と呼ばれる新制度を採用し、1995年の州最高裁判決がようやくこれを合憲と判断したのである (*Edgewood IV*判決)<sup>40</sup>。Robin Hood システムの成立によって当初問題とされていた学校区間の不均衡がほぼ解消されたため<sup>41</sup>、その後の争点は教育予算の公平性の問題から適切性の問題へと移行し、税率の上限設定が適切な教育水準確保に必要な財源確保を妨げている点が問題とされるようになった。2005年の州最高裁判決は、地方の従価財産税が州財産税と化している点で当該制度が州憲法8条1-e節違反にあたるとする一方で、教育予算が州憲法7条1節に規定される効果的な学校制度を維持するための適切な水準に達していないという主張を斥けている (*Neeley*判決)<sup>42</sup>。以上のように、Texas 州では教育予算訴訟のフォーラムが州裁判所に移行し、争点が州憲法問題に絞られた結果、州最高裁が州立法府に対する積極的な是正命令を繰り返すことになり、州の教育予算制度の大幅な改革が促されたといえる。その際に、州最高裁が一定の猶予期

---

38 *Edgewood Independent School District v. Kirby*, 804 S.W.2d 491 (Tex. 1991).

39 *Carrollton-Farmers Branch Independent School District v. Edgewood Independent School District*, 826 S.W.2d 489 (Tex. 1992).

40 *Edgewood Independent School District v. Meno*, 893 S.W.2d 450 (Tex. 1995).

41 SRACIC, *supra* note 30, at 149.

42 *Neeley v. West Orange-Cove Consolidated Independent School District*, 176 S.W.3d 746 (Tex. 2005).



間を設定して期間内の是正を州立法府に命じるという手法が活用されている点が注目に値する。

Texas 州の事例にみられたように、教育予算訴訟が各州裁判所で州憲法問題として争われるようになるにつれ、一般的な平等条項でなく、各州憲法に存在する独自の教育保障条項が主張の主要な根拠として注目されるようになった。例えば、1989 年の Kentucky 州最高裁判決は、同州のコモン・スクール制度は予算が不足し不適切であり、学区間に不均衡が存在し、学習達成度は全米でも低水準であるとして、「効果的なコモン・スクール制度 (efficient system of common schools)」を州全体に設置する州立法府の義務を定める Kentucky 州憲法 183 節に違反すると認定した<sup>43</sup>。また、2003 年の New York 州最高裁判決は、教室の過密、教師の資質不足、不十分な設備、試験成績不良などの問題を抱える New York 市の公立学校制度について、教育予算の不足が「無償のコモン・スクール制度」の維持を州立法府に義務づける New York 州憲法 11 条 1 節の違反にあたるとして、New York 市での適正な基礎教育を保障する「現実のコスト」の確定と教育予算制度の改革を、約 1 年後の 2004 年 7 月 30 日を期限として州立法府に命令した (CFE 判決<sup>44</sup>)。さらに、Ohio 州では<sup>45</sup>、1997 年の最高裁判決が、老朽化した学校施設等を放置する結果を生じさせている州教育予算制度が、課税等の措置により「完全に効果的なコモン・スクール制度 (thorough and efficient system of common schools)」を

43 *Rose v. Council for Better Education*, 790 S.W.2d 186 (Ky. 1989). この判決を受けて制定された Kentucky Education Reform Act (KERA) に基づく Kentucky 州の教育改革については、以下の文献を参照。SCHRAG, *supra* note 30, at 61-95, Frederick M. Hess, *Adequacy Judgments and School Reform*, in WEST & PETERSON eds., *supra* note 21, at 159, 163-169. 白石裕「教育の『アディクアシー』を求めて：ローズ判決の意義と問題点」畿央大学紀要 13 号 1 頁 (2011) (白石『教育の質の平等を求めて』前掲注 (29) 42~54 頁)。

44 *Campaign for Fiscal Equity, Inc. v. State*, 801 N.E.2d 326 (N.Y.Ct.App. 2003). New York 州の教育改革については、以下の文献を参照。SCHRAG, *supra* note 30, at 175-204, Joe Williams, *The Non-Implementation of New York's Adequacy Judgment*, in WEST & PETERSON eds., *supra* note 21, at 195, Michael A. Rebell, *Safeguarding the Right of a Sound Basic Education in Times of Fiscal Constraint*, 75 ALB. L. REV. 1855, 1896-1905 (2011).

45 Ohio 州の教育改革については、以下の文献を参照。SRACIC, *supra* note 30, at 135-140, SCHRAG, *supra* note 30, at 125-142, Hess, *supra* note 43, at 178-180.



州全体に設置する州立法府の義務を定める Ohio 州憲法 6 条 2 節に違反するとして、州立法府に教育予算「制度の抜本的なオーバーホール (complete systematic overhaul)」を命じ、そのために 12 ヶ月間の猶予を与えた (*DeRolph I*判決<sup>46</sup>)。その後、2000 年判決は、改善は認められるものの地方財産税への依存が是正されていないため「抜本的なオーバーホール」には至っていないと判断し (*DeRolph II*判決<sup>47</sup>)、2001 年判決は、新教育予算制度を若干の修正を条件に合憲としたが (*DeRolph III*判決<sup>48</sup>)、2002 年判決は、制度を再び違憲と認定して州立法府に是正を命じつつ州裁判所は是正に関与しないこととした (*DeRolph IV*判決<sup>49</sup>)。これら各州の事例をみると、州憲法の教育保障条項を根拠として教育の適切性を争う訴訟が原告に一定の成功をもたらしていることがわかる。つまり、州憲法違反の認定と州立法府に対する期限内の是正命令である。しかし、Ohio 州の事例をみると、州立法府が是正命令に積極的に応じようとせず、せいぜい弥縫策を講じるのみで抜本改正に消極的な姿勢をとり続けた場合、最終的に違憲判決の執行・実現が大きな困難に直面することもわかる。これは、日本の最高裁が議員定数不均衡訴訟において直面している事態を想起させるものである。

## (2) 州最高裁と州立法府の緊張関係—Washington 州の場合

州立法府が州最高裁の是正命令に積極的に応じない場合に、どのような事態が生じるのか。この問題の恰好の素材となるのが、近年の Washington 州での教育予算訴訟である。1889 年制定の Washington 州憲法には、州立法府にコモン・スクール等からなる「一般的かつ統一的な公立学校制度 (general and uniform system of public schools)」<sup>50</sup>の設置を義務づける、他の諸州憲法にも例の多い条項 (9 条 2 節) に加え、州内に居住するすべての子どもの教育のため、差別なしに、「十分な給付 (ample provi-

---

46 *DeRolph I*, *supra* note 6. 学校老朽化の例をあげている部分として以下を参照。*Id.* at 742.

47 *Derolph v. State*, 728 N.E.2d 993 (Ohio 2000).

48 *Derolph v. State*, 754 N.E.2d 1184 (Ohio 2001).

49 *Derolph v. State*, 780 N.E.2d 529 (Ohio 2002).その後 Ohio 州最高裁は、州裁判所が是正のための管轄権を保持しないことを確認している。*State v. Lewis*, 789 N.E.2d 195 (Ohio 2003).

sion)」をおこなうことを「州の至上義務 (paramount duty of the state)」とする規定 (9条1節) があり、後者は諸州の憲法にみられないユニークな規定として同州憲法の特徴となっている<sup>51</sup>。しかし、州憲法9条1節の強度の要求にもかかわらず、統計によると生徒一人あたりの教育支出はしばしば全国平均を下回っていた<sup>52</sup>。

現在の刊行物等 (Washington 州の公式ウェブ・ページ掲載の文書<sup>53</sup>を含む) に掲載されている州憲法9条1節の条文には、“Preamble” (前文) という見出しが付されているが、これは制定時の原文の一部ではなく、のちの編纂者・刊行者によって付されたものである<sup>54</sup>。したがって、この見出しを根拠にこの規定が単なる宣言規定であると断定することはできない。この点に関して、1978年の州最高裁判決は、州憲法9条1節の「十分な給付」の要求は単なる政策の宣言または前文にとどまらず義務的であり、司法的に執行可能であると判断した (*Seattle School District No. 1*判決<sup>55</sup>)。この事例は、州立法府が学校区に追加課税を授権することにより州の教育予算不足を補おうとしたところ、約40%の生徒に対する基金不足が発生したとして、州内の親・子どもが州憲法9条1節・2節の違反を主張したも

50 同州憲法上の「コモン・スクール」とは、一定の年齢・能力に達したすべての子どもに共通の無料の学校で、学校区の有権者によるコントロールに服する学校を指し、「統一的な」とは、すべての子どもが他の子どもと等しい利益を受け等しい規律に服することを意味するとされている。ROBERT F. UTTER & HUGH D. SPITZER, *THE WASHINGTON STATE CONSTITUTION* 172 (2d ed. 2013), *School District No. 20 v. Bryan*, 99 P. 28 (Wash. 1909), L. K. Beale, Note and Comment, *Charter Schools, Common Schools, and the Washington State Constitution*, 72 WASH. L. REV. 535, 551-552, 554-555 (1997).

51 UTTER & SPITZER, *supra* note 50, at 169.

52 2007-2008 学年度の場合、全国平均が1万615ドルだったのに対し、Washington 州では9980ドルだった。Daniel C. Stallings, Note & Comment, *Washington State's Duty to Fund K-12 Schools: Where the Legislature Went Wrong and What It Should Do to Meet Its Constitutional Obligation*, 85 WASH. L. REV. 575, 575-576 (2010).

53 Washington 州の法令情報ウェブ・ページに掲載されている州憲法の条文 (<http://leg.wa.gov/LawsAndAgencyRules/pages/constitution.aspx>) を参照 (2015年3月31日最終確認)。

54 UTTER & SPITZER, *supra* note 50, at 170.

55 *Seattle School District No. 1 v. State*, 585 P.2d 71 (Wash. 1978).

のである。州最高裁は、州憲法9条1節の定める州の至上義務に対応して子どもにも至上の権利が認められると述べ、2節により州立法府が公教育制度を確立する義務を負い、そのための十分な資金の提供を1節が要請するとして、州立法府が通常の税収を財源として、「教育の基本プログラム (basic program of education)」を通じて内容を定めた「基本教育 (basic education)」に対する十分な給付をしなければならないと判断した。しかし州最高裁は、州憲法違反を宣言するにとどめ、州裁判所による是正のための管轄権保持は否定した。つまり、この段階では州裁判所が州立法府に期限付きで是正を命令するなどの強力な関与は実施されず、州裁判所と州立法府との緊張関係も極大化していなかったといえる。

州立法府が定めることとされた「基本教育」および「教育の基本プログラム」の内容については、*Seattle School District No.1* 判決の事実審判決後に制定された1977年基本教育法 (Basic Education Act of 1977) がすでにその具体化を試みていたが、この州法は *Seattle School District No.1* 判決では考慮の対象外とされた<sup>56</sup>。1977年法およびその後の改正州法によると、①「基本教育」とは、責任ある市民となり、経済的福利を増進し、生活の享受するための機会を付与する教育であって、すべての子どもにそのための知識と技能を伸ばす機会を与える教育であり、②「教育の基本的プログラム」は、最低限必要な授業時間と必要コストの算出基準の明確化を要求し、2009年改正州法 (H.B. 2261) によって「基本教育」に必要な教育プログラムとサービスがリストアップされた<sup>57</sup>。1977年法に関して、*Seattle School District No.1* 判決の下級審で違憲判断を下した Thurston 郡上級裁判所 Robert Doran 判事による、その後の州下級審2判決は、「基本教育」に対する完全助成は州議会の第一の優先事項で他の法的プログラムに優先し、財政危機に際しても州の義務は停止されないこと、「教育の基本プログラム」としてプログラム・サービスの法制化と給付の算定方法・算定基準の設定が要求されること<sup>58</sup>、「特別教育 (special education)」も基本教育に含まれ、現実のコストを下回る給付は「十分な (ample)」(9条1節) ものといえないことを判示した<sup>59</sup>。その後、2009年

---

56 *Seattle School District No. 1*, 585 P.2d at 95 n.14.

57 Stallings, *supra* note 52, at 584-588.

58 *Seattle School District v. State*, No. 81-2-1713-1 (Wash.Super.Ct. Sep. 7, 1983). See Stallings, *supra* note 52, at 590-591.

の州最高裁判決は、州憲法9条2節の「統一的な」制度条項により、職員給与の統一的給付は要求されないとして違憲の訴えを斥けつつ、9条1節の「十分な給付」がなかったことについては原告による立証がないと判断した (*Federal Way School District No.210* 判決<sup>60</sup>)。

以上の状況の中で、州政府が高校以下の学校制度 (K-12 school systems) に対して十分な給付をしていないと主張する原告ら<sup>61</sup>が2007年に提起したのが、*McCleary*訴訟<sup>62</sup>である。州事実審裁判所は2010年に、州が基本教育への州憲法9条1節の定める十分な給付義務を果たしていないとして、原告勝訴の判決を下した<sup>63</sup>。そして、これを受けた2012年の州最高裁判決は、州憲法9条1節にいう「教育」とは現代の経済社会で競争し州の民主主義に参加するための基本的知識・スキルの獲得を意味し、「十分な」給付とは単に適切であるにとどまらず完全かつ十分な給付を意味すること、当該制度は費用の算出方法が本当のコストを反映していないため基本教育への給付が不十分であることを理由に、州が十分な給付をする義務を果たしていないとして州憲法9条1節違反を認定し、州立法府による教育改革の2018年までの完全実施を担保するため、州裁判所が管轄権を保持すると宣言した<sup>64</sup>。この2012年判決に基づき、2012年7月18日

59 *Washington State Special Education Coalition v. State*, No. 85-2-00543-8 (Wash.Super.Ct. Nov. 22, 1988). See Stallings, *supra* note 52, at 591.

60 *Federal Way School District No. 210 v. State*, 219 P.3d 941 (Wash. 2009).

61 原告に含まれる Network for Excellence in Washington Schools (NEWS) が発信する情報については、同団体のウェブ・ページ (<http://waschoolexcellence.org/>) を参照 (2015年3月31日最終確認)。

62 2011年6月28日に実施された口頭弁論の様子を録画した動画映像を含む、同訴訟に関する州最高裁段階での諸資料については、Washington州最高裁の特設ウェブ・ページ ([http://www.courts.wa.gov/appellate\\_trial\\_courts/SupremeCourt/?fa=supremecourt.McCleary\\_Education](http://www.courts.wa.gov/appellate_trial_courts/SupremeCourt/?fa=supremecourt.McCleary_Education)) を参照 (2015年3月31日最終確認)。同州の教育予算訴訟に関する日本語文献として、米岡裕美「学校分権の光と影 (第8回) —英米の最前線— ワシントン州の学校財政と学校財政制度訴訟」*学校事務* 62巻11号58頁 (2011)、白石『教育の質の平等を求めて』前掲注 (29) 120頁注 (45) を参照。

63 *McCleary v. State*, No. 07-2-02323-2 (Wash.Super.Ct. Feb. 4, 2010). 原告 NEWS のウェブ・ページ (<http://waschoolexcellence.org/cms/wp-content/uploads/news-final-judgment.pdf>) に掲載されている判決原文を参照。See Stallings, *supra* note 52, at 591-593.

の州最高裁命令は、州最高裁が州立法府を監視 (monitor) し、毎年の報告義務を課すこととした<sup>65</sup>。そして、2012年州議会報告<sup>66</sup>を受けた2012年12月20日の州最高裁命令は、2018年までの各年度の指標を元に算出した詳細な改善プランを作成し、基本教育に対する完全な給付を達成するための段階的な計画の組み込みと、予算が十分であることの立証を州立法府に命令した<sup>67</sup>。つづく2013年州議会報告<sup>68</sup>を受けた2014年1月9日州最高裁命令は、2017-2018学年度までの教育改革により完全な給付をするための十分な改善がみられないとして、州立法府に対して、4月30日までに基本教育の各構成部分について十分な給付をする段階的スケジュールの作成を命令した<sup>69</sup>。これに対して、5月1日州議会報告が、2014年中には追加的スケジュール表を作成しないこととしたところ<sup>70</sup>、6月12日州最高裁命令は、州政府に対し、所定期日に州最高裁に出廷し、1月9日命令に従

---

64 McCleary v. State, 269 P.3d 227 (Wash. 2012).

65 McCleary v. State, No. 84362-7 (Wash. Jul. 18, 2012).州最高裁ウェブ・ページ (<http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/Supreme%20Court%20News/mcclearyOrder.pdf>) に掲載されている命令原文を参照 (2015年3月31日最終確認)。

66 Report to the Washington State Supreme Court by the Joint Select Committee on Article IX Litigation (Sep. 17, 2012).州最高裁ウェブ・ページ (<http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/Supreme%20Court%20News/mcclearyStateFiling.pdf>) に掲載されている報告書を参照 (2015年3月31日最終確認)。

67 McCleary v. State, No. 84362-7 (Wash. Dec. 20, 2012).州最高裁ウェブ・ページ (<http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/Supreme%20Court%20News/84362-7%20-%20McCleary,%20et%20al.%20v.%20State%2012-20-12%20order%20with%20dissent.pdf>) に掲載されている命令原文を参照 (2015年3月31日最終確認)。

68 Report to the Washington State Supreme Court by the Joint Select Committee on Article IX Litigation (Aug. 29, 2013).州最高裁ウェブ・ページ (<http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/Supreme%20Court%20News/ReportToLegislativeOnArticleIXLitigation.pdf>) に掲載されている報告書を参照 (2015年3月31日最終確認)。

69 McCleary v. State, No. 84362-7 (Wash. Jan. 9, 2014).州最高裁ウェブ・ページ ([http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/Supreme%20Court%20News/20140109\\_843627\\_McClearyOrder.pdf](http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/Supreme%20Court%20News/20140109_843627_McClearyOrder.pdf)) に掲載されている命令原文を参照 (2015年3月31日最終確認)。

わないことで裁判所侮辱に問われないとする理由と、仮に裁判所侮辱に問われた場合に原告が求める制裁を受けないとする理由を示すよう命令した<sup>71</sup>。これに応じて、9月3日の州最高裁ヒアリングにおいて、州政府は、2015年会期において公教育に対する完全な給付プランを作成する機会を州立法府に与え、それまで裁判所侮辱に問わないよう主張した。しかし、9月11日州最高裁命令は、州政府が1月9日命令に違反したとして、ついに州による裁判所侮辱を認定し、州立法府に対する敬譲と対話の継続のためにその執行を2015年会期の終了まで猶予すると決定したのである<sup>72</sup>。

以上が Washington 州における教育予算訴訟の経緯である。教育予算の適切性を問題について、州最高裁が州憲法違反を認定し、州立法府に対して期限付きの是正命令を下したのに対し、州立法府が是正命令に積極的に応じなかったため、ついに州最高裁が州政府の裁判所侮辱を認定するに至った同州のケースは、州裁判所と州立法府の緊張関係がほぼ極限に達した事例として注目に値する<sup>73</sup>。

### 3 教育に対する権利と司法権を考える

#### (1) 教育に対する権利の裁判による実現可能性

以上で確認したとおり、アメリカにおける教育予算訴訟では、人種問題に関わる場合を除くと、連邦裁判所から州裁判所のフォーラムへ、連邦憲法から州憲法の問題へ、公平性から適切性の争点へという大きな推移がみ

70 2014 Report to the Washington State Supreme Court by the Joint Select Committee on Article IX Litigation (May 1, 2014).州最高裁ウェブ・ページ (<http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/Supreme%20Court%20News/84362-7%20-%20Third%20report%20adopted%20by%20Comm.pdf>) に掲載されている報告書を参照 (2015年3月31日最終確認)。

71 McCleary v. State, No. 84362-7 (Wash. Jun. 12, 2014).州最高裁ウェブ・ページ ([http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/supreme%20Court%20News/84362-7\\_McCleary\\_ShowCauseOrder\\_201406124.pdf](http://www.courts.wa.gov/content/publicUpload/supreme%20Court%20News/84362-7_McCleary_ShowCauseOrder_201406124.pdf)) に掲載されている命令原文を参照 (2015年3月31日最終確認)。

72 McCleary v. State, 2014 Wash. LEXIS 898 (Wash. 2014).

73 Washington 州立法府は、州最高裁に与えられた猶予期限である2015年会期の終了時までの対応を迫られているが、本稿執筆の時点で、州議会の2015年会期における予算審議が進行中であり、教育予算の拡充のために新税を創設するかどうか大きな争点となっている。本稿公表の時点までに、何らかの形で事態が進行している可能性がある。

られた。そして、州裁判所では原告側が勝利するケースが少なくなく、教育予算訴訟の分野は、連邦憲法でなく州憲法による権利の実現ともいうべき傾向が顕著に認められる領域だといえることができる。この傾向は、安部圭介が早くから指摘していたとおり、「州憲法レベルでの社会権の存在」<sup>74</sup>という連邦憲法と異なる特質によって表面化したといえることができる（その他の一般的要因としては連邦政府による連邦裁判所裁判官の任命政策などが考えられよう）。また、教育の分野が伝統的に州の権限であると同時に州の義務であると観念され、これに対応する教育に対する権利が州憲法上保障されると理解されてきたことも<sup>75</sup>、教育予算訴訟が各州で大きく展開した背景事情として無視することはできない。

さらに、日本国憲法による社会権保障と比較した場合、アメリカ各州の教育予算訴訟においては、教育に対する権利の裁判による実現可能性が肯定される場合が少なくなく、しばしば州裁判所が州立立法府に対する強力な是正命令の発動に踏み切っている点で著しい違いがみられる。たしかに、1996年のIllinois州最高裁判決のように、教育制度が州憲法10条1節の求める「高品質の公教育施設・サービスを与える効果的な制度（an efficient system of high quality public educational institutions and services）」に合致しているかどうかという問題は州立立法府が決定すべき問題であり、州裁判所が判断可能な問題ではないとして、司法判断適合性を否定するケースもみられる<sup>76</sup>。また、前述のOhio州の事例のように、州裁判所がいったんは積極的な是正命令に乗り出したとしても、州立立法府の消極的な反応が障害となって、最終的には州憲法違反の宣言のみにとどめ、是正のための管轄権保持を放棄するようなケースもみられる。アメリカ各州においても、州裁判所による州立立法府に対する是正命令の発動が、つねに円滑に機能しているといえないのである。このような救済・是正に伴う困難は、*Brown II*判決以降の人種隔離撤廃のための連邦裁判所の積極的関与に関しても指摘されてきた問題であったが、州の教育予算訴訟もまた

---

74 安部圭介「州憲法の現代的意義（1）—ウォーレン・コート後のアメリカにおける人権保障の新しいあり方—」法協120巻2号1頁、2～6頁（2003）。

75 安部圭介「州憲法の現代的意義（6・完）—ウォーレン・コート後のアメリカにおける人権保障の新しいあり方—」法協122巻1号95頁、98～99頁（2005）。

76 *Committee for Educational Rights v. Edgar*, 672 N.E.2d 1178 (Ill. 1996).



政治の現実の前に困難に直面することから、州最高裁判決の完全実現という目標は三権のダイナミックな協働なしには達成できないとする見解<sup>77</sup>、あるいは、原告は裁判所で勝訴するのみならず、政治家や公衆を説得しなければ目的を効果的に達成することはできないとする見解<sup>78</sup>も存在している。

しかし、以上のような現実的考慮を州裁判所における教育予算訴訟の法的判断の内に持ちこみ、立法裁量を尊重する内容の司法判断を正当化する考えは、支配的な傾向だと認めることはできない<sup>79</sup>。裁判的救済が困難または不可能であるという理由で、実体レベルの州憲法問題にそもそも立ち入らない態度（憲法判断消極主義）、またはそれを理由に実体レベルで合憲の結論を導く態度（違憲判断消極主義）が、アメリカ各州裁判所で一般化しているとはいえないのである。少なくとも、日本の社会権訴訟にみられるような、＜原告を勝訴させても、救済段階で立法府による制度選択ないし予算措置が必要となり、裁判所の手で救済を完遂することができないので、実体レベルで原告を敗訴させる＞という発想は、アメリカ州裁判所における教育予算訴訟の分野では稀薄であるといってよい。むしろ、実体レベルでの権利判断・合憲性判断については政治的配慮なしにおこない、救済段階での是正命令の具体的態様については政策的考慮を加えながら柔軟に対応しようというのが、アメリカ各州裁判所の基本姿勢であり、そのような内実をもつ司法権がそこでは観念されているとみるべきである<sup>80</sup>。

77 REBELL, *supra* note 29, at 103-105.

78 Molly S. McUsic, *The Law's Role in the Distribution of Education: The Promises and Pitfalls of School Finance Litigation*, in JAY R. HEUBERT ed., *LAW AND SCHOOL REFORM: SIX STRATEGIES FOR PROMOTING EDUCATIONAL EQUITY* 88, 137 (1999).

79 See Appendix, in WEST & PETERSON eds., *supra* note 29, at 345-358.

80 ただし、平成16年行政事件訴訟法改正によって義務付け訴訟（行政事件訴訟法3条6項、37条の2、37条の3）が明文化された後、社会権訴訟における救済の文脈で判例に変化が認められることを指摘するものとして、横田明美「義務づけ訴訟の機能（1）—時間の観点から見た行政と司法の役割割論—」国家学会雑誌126巻9・10号1頁、18～34頁（2013）を参照。また、アメリカの刑事施設民営化に関わる§1983訴訟およびBivens訴訟を手がかりとして、救済立法のあり方を憲法論として論じる可能性を指摘するものとして、小牧

さらに、日本での社会権論とのもう一つの相違といえるのが、アメリカにおける教育問題およびその財源問題に対する各地方の人々の当事者としての参加意識・統制意識の強さである。この点は、Rodriguez判決が指摘していた教育に対する各地方の自律という要請の背後にある当事者意識<sup>81</sup>ともオウヴァーラップしているといえる。また、アメリカ諸州の憲法には課税を制限する規定が多く見られるが、とりわけアメリカ西部諸州におい

---

亮也『『民営化』に対する憲法的統制の可能性（2・完）—アメリカにおける民営刑事施設に関する裁判例を素材に一』名古屋大学法政論集 261号 225頁、255～262頁（2015）を参照。

- 81 アメリカ各地の教育財政の実情を詳細に分析した上で、各学区の自主財源を基盤とする「自立」を第1原則、各学区の「自立」を前提とした州政府による「最低保障」の活用を第2原則とし、これらに由来する「分権システム」がアメリカの初等中等教育財政の基本原則であることを指摘するものとして、塙武郎『アメリカの教育財政』31～32頁（2012）を参照。また、アメリカにおける小規模な自治体・コミュニティでの草の根民主主義的な住民自治の発達を指摘して、教育財政などの州・地方財政と連邦補助金制度との関係を考察するものとして、川瀬憲子『アメリカの補助金と州・地方財政』259～260頁（2012）を参照。さらに、アメリカには「伝統的に教育を提供する主体である学区の運営に対して住民の意思が反映されるといった、ローカル・コントロール（地方による統治）が存在する」ことを指摘しつつ、このことが教育システムの混沌性・断片性の問題につながるという問題、連邦政府による統制を阻み教育の平等性を実現するための再配分政策をも妨げるという問題を孕んでいることを指摘する見解を紹介するものとして、細井雅代「アメリカ合衆国における公教育財政構造と教育成果」追手門経済・経営研究 18号 39頁、40頁（2011）を参照（長嶺宏作「アメリカの連邦制度構造下における ESEA による補助金の意義—1965年の初等中等教育法の成立過程の考察を中心として—」教育学雑誌 42号 29頁〔2007〕をあわせ参照、なお、細井論文 54頁に典拠が記載されている（財）自治体国際化協会「米国の公教育改革とチャータースクール—公教育の選択・分権・民営化—」CLAIR REPORT No. 141〔1997〕については、本稿執筆に際し直接参照することができなかった）。そして、「教育のローカル・コントロールはアメリカ公教育の歴史を貫く原則として、草の根民主主義を培う教育のメカニズムとして機能し、州もまた初等中等学校教育の運営・管理については学区教育委員会に全面的に委ねてきた」こと、1970年代以降州による関与が増大するなか、「より一層の平等、公平あるいは効率性を求めて教育改革を図ろうとする州の集権化の方向と、学区の自治あるいは自由を守ろうとする勢力との間に緊張が高まっているというのが近年の特徴である」ことを指摘するものとして、白石『教育の質の平等を求めて』前掲注（29）104頁を参照。

ては、州憲法が制定された時期は開拓者精神が依然として残っていた時代であり、ポピュリズムが州憲法の基本理念となっていたという事情も無視できない<sup>82</sup>。つまり、アメリカ各州にあっては、無制限の公費支出に対する歯止めが機能する事情があらかじめ存在していて、教育予算訴訟における州裁判所による是正命令は、そのような各地方の人々の参加・統制意識と対立する方向性を有していることに注意する必要がある。この点も、中央政府による公金支出に対する参加・統制意識が稀薄で、公金ばらまき型の政策を公約に掲げる政党がほぼ常時選挙で勝利し、無尽蔵の国庫から可能な限りの社会保障給付を支出することが正義であるという論調が世論等にはしばしばみられる日本の社会権観との大きな違いだといえることができる。さらに、アメリカでは2001年の連邦法改正（No Child Left Behind Act of 2001）<sup>83</sup>により、各州の教育予算訴訟で目標とされた教育の適切性と実質的に重なる方向をめざした幾つかの条件（テストでの達成度など）を設定したK-12学校に対する連邦補助金プログラムが成立し、各州に対する連邦の関与のあり方が近年のオバマ政権下でも争点の一つであり続けているが、そこでも連邦による関与と各州・各地方の自治との対立がしばしば表面化し、教育問題に対する各地方の人々の参加・統制意識の強さを感じさせる。

## （2）司法権と立法権の関係—アメリカ各州の司法権の再評価

以上をもとに、日本での司法権と立法権の関係を再考してみたい。日本では、社会権訴訟における直接憲法を根拠とする救済に消極的な傾向が強いだけでなく、議員定数不均衡訴訟のような、民主主義プロセスに直接関

82 例えば、1889年制定のWashington州憲法の特徴としてポピュリズムをあげた見解として、以下の文献を参照。Hugh D. Spitzer, *Washington: The Past and Present Populist State*, in GEORGE E. CONNOR & CHRISTOPHER W. HAMMONS eds., *THE CONSTITUTIONALISM OF AMERICAN STATES* 771 (2008).

83 An Act to close the achievement gap with accountability, flexibility, and choice, so that no child is left behind, 107 Pub. Law 110, codified at 20 U.S.C.A. § 6301 et seq. NCLB法の成立と展開については、吉良直「どの子も置き去りにしない（NCLB）法に関する研究—米国連邦教育法の制定背景と特殊性に着目して—」教育総合研究2号55頁（2009）、北野秋男＝吉良直＝大桃敏行編『アメリカ教育改革の最前線—頂点への競争—』（2012）所収の諸論文を参照。

わる政治参加権ないし平等権に関する事例にあっても、最高裁は立法裁量を大きく尊重する基本姿勢をとっており、違憲判断の執行のために立法院に対する期限付き是正命令に踏みきった例は皆無である。したがって、先にみたアメリカ各州の教育予算訴訟にみられた各州の司法権のあり方は、日本では、社会権訴訟の文脈以上に、まずは自由権・平等権・政治参加権にかかわる司法判断の実現という文脈で参考にすべき事例であると考えられる。

従来、日本の憲法訴訟論で参考にされてきたアメリカの憲法訴訟理論は、もっぱら連邦最高裁の判例理論をもとに構築されてきた法理論であった。これに対して、アメリカ州憲法の下での司法権を再評価する必要性については、すでに田中英夫による以下の指摘がある<sup>84</sup>。すなわち、連邦憲法は連邦政府の運営の仕組みを定めるものであり、「多くの州憲法のように『人民による統治』を強調するジャクスニアン・デモクラシーや（後代の）ポピュリズムを制度的に採用している度合が小さい」ので、統治機構面で州憲法に留意する必要性が高いこと<sup>85</sup>、連邦最高裁が否定的な連邦裁判所による勧告的意見が州裁判所では可能とされているケースがあるが、これは建国当初の連邦裁判所が置かれた特殊性に由来するものであり、勧告的意見の拒否が英米法の伝統だとはいうことはできず、連邦裁判所が消極的な勧告的意見は「本来的にアメリカ的な司法部観にとって例外的なもの」ではなかったということである<sup>86</sup>。連邦裁判所のあり方が本来の司法権のあり方でなかったのだとすると、日本の司法権を考えるうえでも、アメリカ連邦裁判所をモデルとした司法権観に過剰に拘束されるべきではない。

他方で、「州政府の裁判所の裁判官はそもそも合衆国の公務員でもなく憲法3条の地位の保障を受けることもあり得ないから、州政府の裁判所が合衆国の司法権を行使することはありえない」<sup>87</sup>といわれるように、連邦の司法権とは概念上区別される各州の司法権を再評価すべきことには、以下の理由もある。つまり、アメリカの連邦統治組織は連邦・州の二重構造

---

84 田中英夫「州における勧告的意見—アメリカ憲法の理解における州憲法の意義を考えるための例として」アメリカ法 1985-2号 189頁（1985）。

85 田中・前掲注（84）191頁。

86 田中・前掲注（84）207～211頁。

87 木南敦「合衆国の司法権の意義について」米沢広一＝松井茂記＝土井真一刊行代表『佐藤幸治先生還暦記念 現代立憲主義と司法権』593頁、601頁（1998）。

の上に成立しており、連邦憲法によって付与された権限のみを行使する制限政府であるのに対し、アメリカの州統治組織は一重構造であり、州政府が本来的に「包括的権限 (plenary power)」<sup>88</sup>を保持すると考えられている点で、日本の統治構造にむしろ近いといえることである。

先にみたアメリカ各州の教育予算訴訟の場合、州最高裁の期限付き是正命令に対して州立法府が消極的な反応を続けた場合、州の司法権と立法権との間の緊張関係が高まることになる。その場合に、州最高裁が積極的是正に踏み込んだ事例が、Washington州のMcCleary訴訟とその後の州最高裁と州立法府との一連の応酬であり、最終的には州最高裁が州による裁判所侮辱を認定するに至り、両権の緊張が極限に達することになった。そこで、アメリカの州の司法権による執行・是正権限を参考に日本の司法権を考える場合、裁判所侮辱に問う権限が伝統的に認められている英米の裁判所と日本の裁判所との相違をどのように考えるかが一つの問題となる。

英米の裁判所侮辱 (contempt of court) に関する先駆的研究をおこなった伊藤正己によると、それに該当する行為として以下の4種がある。①裁判所の面前での侮辱 (contempt in facie curie) (法廷の秩序を乱す行為など)、②裁判所の面前ではないが司法の運用を害する行為 (証人の威迫など)、③出版による侮辱 (contempt in publication) (裁判所の威信を傷つける言論など)、④令状・判決・命令等に違反または服従しない行為。そして、①～③は刑事侮辱 (criminal contempt)、④は民事侮辱 (civil contempt) と呼ばれ、概念的に区別されている。このうち民事侮辱は、歴史的には王権を背景とした王座裁判所を中心に発達したため国王命令への不服従を玉璽に対する侮辱に問うという色彩が強かったが、その後王権色が後退し、「勝訴当事者のために判決を執行する方法」、「間接強制の手段」に過ぎなくなったとされ、違反に対して課される罰金・拘禁もしくはその併科も、刑罰的でなく強制的 (coercive) な性質をもつものだとされた<sup>89</sup>。そして、一方でとりわけ刑事侮辱に対しては、報道機関に対する言論抑圧の性格が批判されてきたが、他方で裁判所侮辱には簡易・迅速な手段により裁判所命令の実効性を担保するという利点も含まれているといえる<sup>90</sup>。

88 G. Alan Tarr, *Understanding State Constitutions*, 65 TEMP. L. REV. 1169, 1180-1181 (1992).

この種の権限について、Washington 州憲法では、州議会の内部規則制定権を定める条項（2条9節）に議会侮辱に対する制裁への言及があるのみで、裁判所侮辱に関する明示的規定は存在していない。このことから、裁判所侮辱に関する権限は、州憲法上の司法権に内在する権限だと観念されていたことが推察されるが、現在では州法に裁判所侮辱の要件・手続・効果に関する規定が設けられており<sup>91</sup>、州法上の諸類型のうち、「裁判所による合法的な決定・命令・手続に対する不服従（Disobedience of any lawful judgment, decree, order, or process of the court）」<sup>92</sup>という類型が、判決執行のための命令権限を担保する強制権限にあたると思われる。これに対して、日本の場合には、法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律286号）が、法廷の面前での侮辱とそれに準じる類型（前述の刑事侮辱の①②に対応する類型）に対する制裁を規定するのみで（2条）、違憲判断の是正に応じない議会に対する強制力を担保する制裁権限の直接的な規定は存在していない<sup>93</sup>。したがって、アメリカ各州の裁判所による執行・是正権限を参考に、日本での司法判断の実現を実効性あるものにするためには、憲法上の司法権に内在する必要最低限の救済権限として、英米の民事侮辱に問う権限と同様の権限を認め、日本国憲法77条が明文化する最高裁の規則制定権の対象事項に、この種の権限に関する事項が含まれると解釈する必要があると考える。

この点で、日本国憲法76条は明らかにアメリカの連邦裁判所に関する

---

89 伊藤正己『裁判所侮辱の諸問題—アメリカの立法と判例を中心として』4～7頁（1949）。現在では、刑事侮辱を裁判所内の略式（または直接的）刑事侮辱（summary [or direct] criminal contempt）と裁判所外の間接的刑事侮辱（indirect criminal contempt）に、民事侮辱を命令不服従によって生じた損害の填補を命じる填補的民事侮辱（compensatory civil contempt）と裁判所命令への服従の担保手段である強制的民事侮辱（coercive civil contempt）に、それぞれ二分する分類法も使用され、この分類によれば、勝訴当事者のために判決を執行する狭義の間接強制手段としての民事侮辱は、強制的民事侮辱の類型に該当する。WILLIAM M. TABB & RACHEL M. JANUTIS, REMEDIES IN A NUTSHELL 92-103 (2d ed. 2013).

90 紙谷雅子「International Union, United Mine Workers v. Bagwell, 114 S.Ct.2552 (1994) —裁判所侮辱における刑事侮辱と民事侮辱との区別」アメリカ法1996-1号182頁、189頁（1996）。

91 Rev. Code Wash. (ARCW) ch.7.21 (2015).

92 Rev. Code Wash. (ARCW) §7.21.010 (1) (b) (2015).



連邦憲法の規定（3条1節）を母法とする規定であったと理解できるが、成立後の日本国憲法の定める「司法」（6章）がそれ以前に妥当していた大日本帝国憲法下の「司法」（5章）の伝統に照らして解釈される事態が想定できただけに、例えばアメリカ連邦憲法に明文規定のない違憲審査権に関する条項（81条）を日本国憲法に設けたように、判決の執行・実現を担保する強制権限に関する明文規定も日本国憲法に設けておくべきであったといえる。したがって、このような明文規定の欠如は現在の日本国憲法の欠陥だといえるべきであり、主権者である国民が憲法改正権限を行使して補完すべき事項だと考えるが、他方で、現在の日本国憲法を前提に考えた場合には、前述のように憲法上の司法権に内在する必要最低限の救済権限に関しては、法律または最高裁規則にその要件・手続・効果に関する具体的定めを設けるのが適切である。従来、日本で裁判所による簡易・迅速な強制手続に消極的な姿勢が一般的だった原因として、裁判所侮辱の権限に関する伝統の欠如だけでなく、罪刑法定主義への配慮があったと思われるが、日本国憲法31条が罪刑の実体内容の法定を明文で要求しておらず、罪刑法定主義の憲法上の位置づけに再考の余地があることを考えると、日本国憲法31条の手続保障規定に抵触しない範囲内で裁判所による簡易・迅速な強制手続を認めることの可能性は十分に検討に値するといえるべきである。以上をもとに、具体的事例におけるアメリカ各州の司法権の再評価のあり方を考えると、アメリカでは地方分権の伝統のもと地域住民の当事者意識が強く、公的支出に対する住民の参加意識・統制意識が機能しているのに対して、日本では中央政府への依存意識が強く、公金濫用の統制が必ずしも十分であるとはいえないため、社会権の司法的実現以前に、自由権の司法的実現が再重要課題であるといえることができる。初等・中等教育

93 これに関連して、民事執行の分野では、とりわけ不動産競売について執行妨害の横行により効果的な執行が妨げられ、近年の民事執行法改正と判例・実務の対応、および、執行妨害に関わる刑法規定（95条以下）適用の活発化により、ようやく改善が図られつつある状況であるという。中野貞一郎『民事執行法（増補新訂6版）』387頁（2010）。この分野においても、簡易・迅速な強制手段の欠如が裁判所による救済権限の実効的行使を困難にしてきたということが可能だと思われる（民事執行・民事保全の執行を実施する裁判所をそれぞれ「執行裁判所」〔民事執行法3条〕、「保全執行裁判所」〔民事保全法2条〕と呼ぶ用語法自体が、裁判所による救済を通常の司法作用と区別し、または行政作用に引きつけて理解する発想を背景にしているとも考えられる）。



の分野でも、日本ではむしろ中央官庁主導の画一化・横並び化がかねてから問題視されてきた。そこで少なくとも、期限付き是正命令を立法府に対して発動するという救済方法は、例えば日本の議員定数不均衡訴訟において活用されるべきであり、英米の民事侮辱に相当する、判決の執行・実現を担保するための最小限の強制権限が認められるべきである。

## おわりに

本稿では、第一に、アメリカにおける初等・中等学校の教育予算訴訟の構造を、第二に、この種の訴訟フォーラムが連邦裁判所から州裁判所に移行していった状況を紹介・検討し、第三に、アメリカ各州の司法権を参考に、教育に対する権利と司法的救済のあり方を検討した。これをまとめると、以下のとおりである。

- ①アメリカ各州の教育予算訴訟においては、州最高裁が州憲法違反を認定して州立法府に対する期限付き是正命令を発する例が少なくないばかりか、州立法府が消極的反応を繰り返した場合には、州政府の裁判所侮辱を認定した例も存在する。
- ②アメリカの各州憲法の下での司法権は決して英米の司法権観から逸脱したものではなく、むしろ連邦司法権が例外だというべき部分がある。また、二重構造の連邦政府よりも一重構造の州政府のほうが政府形態として日本と共通している。
- ③したがって、日本国憲法の解釈に際してもアメリカ各州の司法権を再評価すべきである。
- ④アメリカ各州の裁判所による執行・是正権限を参考に、日本での司法判断の実現を実効性あるものにするためには、憲法上の司法権に内在する必要最低限の救済権限としての裁判所による強制権限を、法律または最高裁規則により認めるべきである。
- ⑤公的支出に対する住民の参加意識・統制意識が機能しているアメリカと異なり、日本では中央政府への依存意識が強く、公金濫用の統制が必ずしも十分であるとはいえないため、社会権の司法的実現以前に、自由権の司法的実現が再重要課題である。
- ⑥期限付き是正命令を立法府に対して発動するという救済方法は、例えば日本の議員定数不均衡訴訟において活用されるべきであり、英米の

民事侮辱に相当する、判決の執行を担保するための最小限の強制権限が認められるべきである。

本稿において紹介・検討した Washington 州の事例は、本稿執筆段階においても進行中であり、今後事態の展開が予想される。また、日本の議員定数不均衡訴訟も進行中であるので、今後の展開を注視したい<sup>94</sup>。

---

94 本稿は成蹊学園の助成による平成 26～28 年長期在外研修の成果の一部である。また、本稿執筆のための資料収集にあたり、成蹊大学大学院法学政治学研究所博士後期課程に在籍中の榑崎洋一郎氏の協力をいただいた。ここに記して感謝申しあげる。